

医 事 課

1. 医療従事者数

職 種	従事者数	備 考 (資料等)
	人	
医 師	255,792	平成12年末届出者数
歯 科 医 師	90,857	「平成12年医師・歯科医師・薬剤師調査」
保健婦 (士)	40,113	平成11年末従事者数
助 産 婦	24,654	「医療施設 (動態・静態) 調査・病院報告」及び
看護婦 (士)	655,094	「厚生省報告例 (衛生行政業務報告)」による推計
准看護婦 (士)	413,996	
診療放射線技師	50,286	
理学療法士	26,944	
作業療法士	14,880	
臨床検査技師	142,018	
衛生検査技師	131,806	平成12年末免許取得者数
視能訓練士	4,264	
臨床工学技士	14,342	
義肢装具士	2,567	
救急救命士	19,128	
言語聴覚士	4,649	
歯科衛生士	61,331	
歯科技工士	36,569	
あん摩マッサージ指圧師	94,655	平成10年末従事者数
はり師	69,236	「厚生省報告例 (衛生行政業務報告)」
きゅう師	67,746	
柔道整復師	29,087	

2. 養成施設等の現状

(平成13年4月1日現在)

養成種別	厚生労働大臣指定		文部科学大臣指定等		計	
	施設数	定員	施設数	定員	施設数	定員
医 師	—	—	80	7,695	80	7,695
歯 科 医 師	—	—	29	2,697	29	2,697
保 健 婦 (士)	39	1,430	109	7,080	148	8,510
助 産 婦	39	868	87	4,440	126	5,308
看 護 婦 (士)	819	35,875	245	15,375	1064	51,250
准 看 護 婦 (士)	*364	17,810	128	6,795	492	24,605
歯 科 衛 生 士	114	6,019	21	1,260	135	7,279
歯 科 技 工 士	58	2,523	14	525	72	3,048
診 療 放 射 線 技 師	15	1,082	25	1,205	40	2,287
理 学 療 法 士	101	4,083	33	881	134	4,964
作 業 療 法 士	94	3,475	28	808	122	4,283
臨 床 検 査 技 師	33	1,754	26	1,200	59	2,954
視 能 訓 練 士	13	480	3	90	15	570
臨 床 工 学 技 士	23	1,293	4	150	27	1,443
義 肢 装 具 士	5	110	—	—	5	110
救 急 救 命 士	24	1,512	2	200	26	1,712
言 語 聴 覚 士	34	1,195	7	250	41	1,445
あん摩マッサージ指圧師	7	333	84	798	91	1,131
はり師・きゅう師	27	2,045	3	240	30	2,285
あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師	26	1,195	61	651	87	1,846
柔 道 整 復 師	33	2,850	—	—	33	2,850

※注1. 医師の文部科学大臣指定等には、防衛医科大学校を含む。

2. 医師、歯科医師は募集人員であり、その他は1学年定員である。

3. 准看護婦の※印は都道府県知事指定である。

3. 医師臨床研修病院の現状

(1) 臨床研修指定病院数

(平成13年4月1日現在)

年度		2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13
開設者別		2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13
国	厚生労働省	40	40	40	40	40	40	40	41	42	43	45	45
	その他	14	14	14	15	15	16	16	16	16	18	19	19
	小計	54	54	54	55	55	56	56	57	58	61	64	64
公的	都道府県	40	42	43	45	46	45	45	48	50	54	55	59
	市町村	36	38	41	43	44	44	47	54	56	62	78	87
	その他	35	36	37	39	40	44	49	51	57	57	63	67
	小計	111	116	121	127	130	133	141	153	163	173	196	213
その他	社会保険関係	19	18	18	19	19	20	20	21	23	23	24	26
	公益法人	15	13	13	17	14	14	15	16	19	34	38	46
	その他	20	25	27	27	35	42	49	64	80	85	103	112
	小計	54	56	59	63	68	76	84	101	122	142	165	184
一般病院計		219	226	234	245	253	265	281	311	343	376	425	461
精神病院		16	16	16	16	15	15	15	15	15	15	15	15
合計		235	242	250	261	268	280	296	326	358	391	440	476

(2) 病院群による臨床研修指定病院数内訳 (平成13年4月1日現在)

病院群数	開設者別構成病院数		
	国	公的	その他
118	8	47	63

(3) 医科大学(医学部)数(平成13年4月1日現在)

区分	大学数	病院数
国立大学	43	48
公立大学	8	10
私立大学	29	76
合計	80	134

4. 医師臨床研修の実施状況

(単位：人)

年 度 別		4	5	6	7	8	9	10	11
研修対象者数		16,072	16,491	16,476	15,752	15,886	15,798	15,554	15,041
研 修 実 施 者 数	国立大学	4,871	4,885	4,563	4,581	4,439	4,651	4,590	4,570
	公立大学	1,169	1,316	1,284	1,162	1,145	1,088	1,106	1,088
	私立大学	4,462	4,617	4,808	4,585	4,433	4,545	4,511	4,147
	小 計	10,502	10,818	10,665	10,328	10,017	10,284	10,207	9,805
	国立病院・療養所	642	664	674	686	698	708	715	702
	公私立の指定病院	2,060	2,393	2,324	2,692	2,374	2,579	2,567	2,572
	小 計	2,702	3,057	2,998	3,378	3,072	3,287	3,282	3,274
	合 計	13,204	13,875	13,663	13,706	13,089	13,571	13,489	13,079
研 修 率		82.2	84.1	82.9	87.0	82.4	85.9	86.7	87.0
指定病院研修率		(20.5)	(22.0)	(21.9)	24.6	23.5	24.2	24.3	25.0

5. 外国医師・外国歯科医師の臨床修練の実施状況

1. 臨床修練病院指定数(平成14年 1月29日現在) 294病院

(内訳)

()は歯科の再掲、< >は統廃合

区 分	63年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
大学附属病院	(30)140	0	0	1	1	1	0	<1,Δ1>0	0	Δ1	Δ2	Δ1
国立病院等	23	0	0	0	0	1	0	<1,Δ1>0	0	0	<1,Δ1>0	0
公立病院	39	1	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0
日 赤	10	0	0	1	Δ1	0	0	0	0	0	0	0
上記以外の医療機関	33	0	0	0	0	1	0	1	0	2	2	1
基準4の病院	18	2	2	1	1	1	2	1	3	2	0	1
計	(30)263	3	2	3	1	4	2	3	3	4	0	1

区 分	12年度	13年度	計
大学附属病院	<1,Δ1>0	0	(30)139
国立病院等	0	0	24
公立病院	0	0	42
日 赤	0	0	10
上記以外の医療機関	1	1	42
基準4の病院	0	3	37
計	1	4	(30)294

2. 臨床修練医・修練歯科医許可数(平成14年 1月29日現在)

臨床修練医 757名
 修練歯科医 114名
 計 871名

(内訳)

区 分	63年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
臨床修練医	29	68	46	45	56	87	42	48	58	43	62	56
臨床修練歯科医	4	15	6	7	5	9	7	18	6	6	9	8
計	33	83	52	52	61	96	49	66	64	49	71	64

区 分	12年度	13年度	計
臨床修練医	57	60	757
臨床修練歯科医	4	10	114
計	61	70	871

※事前審査及び未入国者は除く

3. 臨床修練指導医・指導歯科医認定数(平成14年 1月29日現在)

指導医 2,345名
 指導歯科医 338名
 計 2,683名

(内訳)

区 分	昭和63年度		平成元年度		平成2年度		平成3年度		平成4年度		平成5年度		平成6年度		平成7年度	
	指導医	指導歯科医	指導医	指導歯科医	指導医	指導歯科医	指導医	指導歯科医	指導医	指導歯科医	指導医	指導歯科医	指導医	指導歯科医	指導医	指導歯科医
大学附属病院	652	82	223	44	41	15	82	11	58	12	126	27	51	20	67	15
国立病院等	183	0	9	0	0	0	12	0	8	0	13	0	3	0	10	0
公立病院	64	0	5	0	1	0	2	0	3	0	6	0	1	0	4	0
日 赤	6	0	4	0	2	0	6	0	0	0	1	0	0	0	0	0
上記以外の医療機関	74	0	8	0	2	0	1	0	5	0	5	0	0	0	5	0
基準4の病院	58	1	9	0	6	0	4	0	2	0	4	0	5	0	0	0
計	1,037	83	258	44	52	15	107	11	76	12	155	27	60	20	86	15

区 分	平成8年度		平成9年度		平成10年度		平成11年度		平成12年度		平成13年度		計	
	指導医	指導歯科医	指導医	指導歯科医	指導医	指導歯科医	指導医	指導歯科医	指導医	指導歯科医	指導医	指導歯科医	指導医	指導歯科医
大学附属病院	48	14	52	7	66	16	55	34	48	13	71	25	1,640	335
国立病院等	13	0	30	0	8	0	8	0	1	0	4	0	302	0
公立病院	10	0	19	0	7	0	1	0	1	1	2	0	126	1
日 赤	1	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	22	0
上記以外の医療機関	8	0	14	0	11	1	8	0	2	0	2	0	145	1
基準4の病院	1	0	4	0	1	0	5	0	1	0	10	0	110	1
計	81	14	120	7	93	17	77	34	54	14	89	25	2,345	338

6. 医学部入学定員の推移

区 分		昭和					平成	
		40	45	50	55	60	元	2
大 学	国 立	学 校 数	24	25	34	42	43	43
		入学定員	1,980	2,360	3,680	4,560	4,640	4,285
	公 立	学 校 数	9	9	8	8	8	8
		入学定員	580	620	620	660	660	660
	私 立	学 校 数	13	16	28	29	29	29
		入学定員	1,000	1,400	2,820	3,040	3,040	(2,935) 2,995
	計	学 校 数	46	50	70	79	80	80
		入学定員	3,560	4,380	7,120	8,260	8,340	(7,880) 7,820

区 分		平成					
		3	4~5	6	7~8	9~10	11~13
大 学	国 立	学 校 数	43	43	43	43	43
		入学定員	4,165	4,170	4,170	4,165	4,165
	公 立	学 校 数	8	8	8	8	8
		入学定員	660	660	660	660	655
	私 立	学 校 数	29	29	29	29	29
		入学定員	(2,915) 2,995	(2,895) 2,945	(2,885) 2,935	(2,885) 2,915	(2,885) 2,915
	計	学 校 数	80	80	80	80	80
		入学定員	(7,740) 7,820	(7,725) 7,775	(7,715) 7,765	(7,710) 7,740	(7,705) 7,735
							(7,695) 7,725

(注) 1. 国立には、防衛医科大学校を含む。

2. () 内は、募集人員。

7. 視能訓練士カリキュラム等改善検討会報告書

視能訓練士カリキュラム等改善検討会報告書

平成13年11月27日

報告に当たって

本検討会は、視能訓練士の養成課程について、教育の内容の弾力化や履修の負担軽減等の観点から、大綱化カリキュラム等の検討を行うため平成13年7月24日（火）に設けられ、5回にわたり検討を行ってきた。

その結果、「大綱化カリキュラム」、「専任教員の人数とその要件」及び「教育上必要な機械器具、標本及び模型」について以下のように取りまとめたので報告する。

なお、各養成施設においては、大綱化カリキュラムの趣旨にかんがみ医療を受ける者に対し、良質かつ効率的な医療を提供されるよう、医療の担い手の一員である視能訓練士の教育をより一層の向上に努めることを希望する。

平成13年11月27日

大綱化カリキュラム〔3年課程〕

教 育 内 容	単 位 数	
基 礎 分 野	科 学 的 思 考 の 基 盤	
	人 間 と 生 活	1 4
	(小 計)	1 4
専 門 基 礎 分 野	人体の構造と機能及び心身の発達	8
	疾病と障害の成り立ち及び回復過程の促進	8
	視覚機能の基礎と検査機器	8
	保健医療福祉と視能障害のリハビリテーションの理念	5
	(小 計)	2 9
専 門 分 野	基 礎 視 能 矯 正 学	1 0
	視 能 検 査 学	1 0
	視 能 障 害 学	6
	視 能 訓 練 学	1 0
	臨 地 実 習	1 4
	(小 計)	5 0
合 計	9 3	

備考

- 1 単位の計算方法は、大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）第21条第2項の規定の例による。
ただし、臨地実習については1単位45時間とする。
- 2 学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校、旧大学令に基づく大学又は他の医療関係職種の養成を行う施設として文部科学大臣の指定を受けた学校又は厚生労働大臣の指定を受けた養成所において既に履修した科目については、免除することができる。
- 3 複数の教育内容を併せて教授することが教育上適切と認められる場合において、臨地実習14単位以上及び臨地実習以外の教育内容79単位以上（うち基礎分野14単位以上、専門基礎分野29単位以上、専門分野36単位以上）であるときは、この表の教育内容毎の単位数によらないことができる。

大綱化カリキュラム〔1年課程〕

教 育 の 内 容	単 位 数
専門基礎分野	
人体の構造と機能及び心身の発達	4
疾病と障害の成り立ち及び回復過程の促進	5
視覚機能の基礎と検査機器	8
保健医療福祉と視能障害のリハビリテーションの理念	3
(小 計)	20
専門分野	
基礎視能矯正学	10
視能検査学	10
視能障害学	6
視能訓練学	10
臨地実習	11
(小 計)	47
合 計	67

備考

- 1 単位の計算方法は、大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）第21条第2項の規定の例による。
ただし、臨地実習については1単位45時間とする。
- 2 学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校、旧大学令に基づく大学又は他の医療関係職種の養成を行う施設として文部科学大臣の指定を受けた学校又は厚生労働大臣の指定を受けた養成所において既に履修した科目については、免除することができる。
- 3 複数の教育内容を併せて教授することが教育上適切と認められる場合において、臨地実習11単位以上及び臨地実習以外の教育内容56単位以上（うち専門基礎分野20単位以上、専門分野36単位以上）であるときは、この表の教育内容毎の単位数によらないことができる。

大綱化カリキュラム〔3年課程〕における教育内容と教育目標

教 育 内 容		単位数	教 育 目 標
基礎分野	科学的思考の基盤	14	科学的・理論的思考力を育て、人間性を磨き、自由で主体的な判断と行動を培う。生命倫理、人の尊厳を幅広く理解する。国際化及び情報化社会に対応できる能力を養う。
	人間と生活		
	小 計	14	
専門基礎分野	人体の構造と機能及び心身の発達	8	人体の構造と機能及び心身の発達を系統立てて理解する。
	疾病と障害の成り立ち及び回復過程の促進	8	健康、疾病及び障害について、予防と回復過程の促進に関する知識を習得し、理解力、観察力、判断力を養う。
	視覚機能の基礎と検査機器	8	視覚の情報処理過程を系統的に学び、視覚機能の疾病や障害を総合的に検出する視覚機能診断機器の原理と操作及び検査・測定方法の基礎理論と技術を習得し疾病、障害との関連を学習する。
	保健医療福祉と視能障害のリハビリテーションの理念	5	保健医療福祉の推進のために、心身の状態を理解し、視能訓練士が果たすべき役割について学習する。併せて地域社会における関係諸機関との調整及び教育的役割を担う能力を育成する。
	小 計	29	
専門分野	基礎視能矯正学	10	視能矯正の枠組みと理論を理解し系統的な視能矯正を構築できる能力を養う。
	視能検査学	10	視能検査の専門的知識と技術を習得し評価について学習するとともに、職業倫理を高める。
	視能障害学	6	視能障害の予防と治療の観点から種々の障害を理解する。
	視能訓練学	10	視覚発達の促進や種々の視能障害に対する矯正、訓練、指導、管理の立場から必要な知識と技術を習得する。また、感染症に対する対応と救急対応についても学ぶ
	臨地実習	14	基本的な視能矯正の実践技術の能力を養い患者との人間関係から共感的態度を学ぶ。 また、医療チームの一員としての責任と自覚を養う。
	小 計	50	
合 計		93	

大綱化カリキュラム〔1年課程〕における教育内容と教育目標

教 育 内 容		単位数	教 育 目 標
専 門 基 礎 分 野	人体の構造と機能 及び心身の発達	4	人体の構造と機能及び心身の発達を系統立てて理解する。
	疾病と障害の成り 立ち及び回復過程 の促進	5	健康、疾病及び障害について、予防と回復過程の促進に関する知識を習得し、理解力、観察力、判断力を養う。
	視覚機能の基礎 と検査機器	8	視覚の情報処理過程を系統的に学び、視覚機能の疾病や障害を総合的に検出する視覚機能診断機器の原理と操作及び検査・測定方法の基礎理論と技術を習得し疾病、障害との関連を学習する。
	保健医療福祉と 視能障害のリハ ビリテーション の理念	3	保健医療福祉の推進のために、心身の状態を理解し、視能訓練士が果たすべき役割について学習する。併せて地域社会における関係諸機関との調整及び教育的役割を担う能力を育成する。
小 計		20	
専 門 分 野	基礎視能矯正学	10	視能矯正の枠組みと理論を理解し系統的な視能矯正を構築できる能力を養う。
	視能検査学	10	視能検査の専門的知識と技術を習得し評価について学習するとともに、職業倫理を高める。
	視能障害学	6	視能障害の予防と治療の観点から種々の障害を理解する。
	視能訓練学	10	視覚発達の促進や種々の視能障害に対する矯正、訓練、指導、管理の立場から必要な知識と技術を習得する。また、感染症に対する対応と救急対応についても学ぶ
	臨地実習	11	基本的な視能矯正の実践技術の能力を養い患者との人間関係から共感的態度を学ぶ。 また、医療チームの一員としての責任と自覚を養う。
小 計		47	
合 計		67	

○ 専任教員の人数とその要件について

(3年課程)

- (1) 各科目を教授するのに適当な数の教員を有し、かつ、そのうち6人以上は視能訓練士、医師又はこれと同等以上の学識経験を有する者（以下「視能訓練士等」という。）である専任教員であること。

ただし、視能訓練士等である専任教員の数は、当該学校又は養成所（以下「養成所」という。）が設置された年度にあつては4人（1学年に2学級以上を有する学校又は養成所にあつては、1学級増すごとに1を加えた数）、その翌年度にあつては5人（1学年に2学級以上を有する学校又は養成所にあつては、1学級増すごとに2を加えた数）とすることができること。

(1年課程)

- (2) 各科目を教授するのに適当な数の教員を有し、かつ、そのうち3人以上は視能訓練士、医師又はこれと同等以上の学識経験を有する者（以下「視能訓練士等」という。）である専任教員であること。

ただし、視能訓練士等である専任教員の数は1学年に2学級以上を有する学校又は養成所にあつては、1学級増すごとに1を加えた数とする。

既に指定を受けている養成所においては、5年間の経過期間中に専任教員を確保するものとする。

(3年課程・1年課程共通)

- (3) 専任教員のうち、少なくとも3人、1年課程にあつては2人を免許を受けた後5年以上視能訓練に関する業務に従事した視能訓練士であること。

なお、既に指定を受けている養成所においては、2年間の猶予期間を設けることとする。

- (4) 専任教員である医師は、視能訓練につき少なくとも5年程度の経験を有する者であること。

- 教育上必要な機械器具、標本、模型について
別表のとおりとする。(別表省略)

なお、既に指定を受けている養成所においては、2年間の経過期間中に整備するものとする。

- 臨地実習について

- ① 臨地実習を行うのに適当な施設を実習施設として利用すること及び当該実習について適当な実習指導者の指導が行われること。
- ② 前号の実習施設の内主たる病院は、斜視手術・治療及び視能訓練を
実際行っているものであること。
- ③ 臨地実習については、10単位以上は、病院等の医療機関において
行うこと。
- ④ 実習指導者は、各指導内容に対する専門的知識に優れ、視能訓練士
又は医師として5年以上の実務経験、業績を有し、十分な指導能力を
有する者とし、そのうち1名は視能訓練士であること。
- ⑤ 実習施設における実習人員は、実習施設の実情に応じ実習指導者1
人につき2人程度の受け入れ可能な数とすること。

○ 視能訓練士法の規定に基づく厚生労働大臣の指定する科目

視能訓練士法第14条第2号及び附則第4項の規定に基づき、厚生労働大臣の指定する科目を次のとおり定める。

1. 外国語
2. 心理学
3. 保健体育
4. 生物学
5. 物理学
6. 数学（統計学含む）
7. 教育学、倫理学、精神衛生、社会福祉又は保育のうち2科目

視能訓練士カリキュラム等改善検討会メンバー

(五十音順)

- | | |
|--------|--|
| 栗屋 忍 | 医療法人豊田会刈谷総合病院病院長 |
| 小倉 洋子 | 平和学院衛生福祉専門学校視能訓練士科 科長 |
| 北原 健二 | 東京慈恵会医科大学眼科学教授 |
| 久保 喜美 | 国立大阪病院附属視能訓練学院 教官 |
| 羽生田 俊 | (社) 日本医師会常任理事 |
| 深井 小久子 | 川崎医療福祉大学医療技術学部感覚矯正学科教授 |
| 不二門 尚 | 国立大阪大学大学院医学系研究科医学部
器官機能形成学教授 |
| 藤山 由紀子 | 北里大学医療衛生学部リハビリテーション学科
視覚機能療法学専攻 助教授 |

視能訓練士カリキュラム等改善検討会検討経過

- 平成13年7月24日（火） 第1回視能訓練士カリキュラム等改善検討会
・検討事項及びカリキュラム大綱化について
- 8月 7日（火） 第2回視能訓練士カリキュラム等改善検討会
・カリキュラムの大綱化、教育内容と教育目標について
- 8月28日（火） 第3回視能訓練士カリキュラム等改善検討会
・カリキュラムの大綱化、教育内容と教育目標について
- 9月17日（月） 第4回視能訓練士カリキュラム等改善検討会
・教育上必要な機械器具、標本及び模型、専任教員、臨地実習等について
- 10月23日（火） 第5回視能訓練士カリキュラム等改善検討会
・カリキュラムの大綱化、教育内容と教育目標、教育上必要な機械器具、標本及び模型、専任教員及び臨地実習並びに報告書(案)について

8. 平成14年医政局所管国家試験実施計画日程表

	官報公告	願書受付期間	受験票交付期間	筆記試験	実地試験	合格発表	試験地	地(在所数)
第96回 医師国家試験	13. 8. 1(水)	14. 1. 17(木)~2. 1(金)	14. 3. 12(火)~3. 15(金)	14. 3. 16(土)17(日) 18(月)		14. 4. 25(木)	北海道、宮城県、東京都、新潟県、愛知県、石川県、大阪府、広島県、香川県、福岡県、熊本県、沖縄県	1 2
第95回 歯科医師国家試験	13. 8. 1(水)	14. 1. 15(火)~2. 1(金)	14. 3. 14(木)~3. 19(火)	14. 3. 20(木)21(木)		14. 4. 23(火)	北海道、宮城県、東京都、新潟県、愛知県、大阪府、広島県、福岡県	8
第88回 保健婦国家試験	13. 8. 1(水)	13. 11. 30(金)~12. 20(木)	14. 2. 20(水)までに郵送	14. 2. 21(木)		14. 3. 29(金)	北海道、青森県、宮城県、東京都、愛知県、石川県、大阪府、広島県、香川県、福岡県、沖縄県	1 1
第85回 助産婦国家試験	"	"	"	14. 2. 22(金)		"	"	1 1
第91回 看護婦国家試験	"	"	"	14. 2. 24(日)		"	"	1 1
第54回 診療放射線技師試験	13. 10. 1(月)	14. 1. 8(火)~1. 21(月)	14. 2. 21(木)までに郵送	14. 3. 4(月)		14. 4. 12(金)	(全科目)北海道、宮城県、東京都、愛知県、大阪府、広島県、香川県、福岡県	8
第48回 臨床検査技師国家試験	"	14. 1. 4(金)~1. 18(金)	14. 2. 15(金)までに郵送	14. 3. 1(金)		14. 4. 12(金)	北海道、宮城県、東京都、愛知県、大阪府、広島県、香川県、福岡県、沖縄県	9
第37回 理学療法士国家試験	"	14. 1. 8(火)~1. 21(月)	14. 2. 21(木)までに郵送	14. 3. 3(日)	14. 3. 11(月) (点字受験者)	14. 4. 15(月)	(筆記)北海道、宮城県、東京都、愛知県、大阪府、香川県、福岡県、沖縄県 (実地) 東京都	8 1
第37回 作業療法士国家試験	"	"	"	"		"	北海道、宮城県、東京都、愛知県、大阪府、香川県、福岡県、沖縄県	8
第32回 視能訓練士国家試験	"	"	"	14. 3. 1(金)		14. 4. 12(金)	東京都、大阪府	2

平成14年医政局所管国家試験実施計画日程表（財団実施）

	官報公告	願書受付期間	受験票交付期間	筆記試験	実地試験	合格発表	試験地	(办所数)
第15回 臨床工学技士 国家試験	13.10.1(月)	14.1.10(木)～1.31(木)	14.2.22(金)に投函	14.3.3(日)	—	14.3.28(木)	北海道、東京都、大阪府、福岡県	4
第15回 義肢装具士 国家試験	"	14.1.25(金)～2.7(木)	14.2.14(木)に投函	14.3.1(金)	—	"	東京都	1
第11回 歯科衛生士試験	"	14.1.7(月)～1.21(月)	14.2.21(木)に投函	14.3.3(日)	—	"	北海道、宮城県、東京都、新潟県、 愛知県、大阪府、広島県、香川県、 福岡県、沖縄県	10
第21回 救急救命士 国家試験	13.11.12(月)	14.1.11(金)～2.12(火)	14.3.15(金)に投函	14.3.24(日)	—	14.4.19(金)	北海道、東京都、愛知県、大阪府、 福岡県	5
第10回 あん摩マッサージ指圧師、 はり師、きゆう師試験	13.10.1(月)	13.12.17(月) ～14.1.7(月)	14.2.8(金)に投函	14.2.23(土) 14.2.24(日)	—	14.3.28(木)	各都道府県	47
第10回 柔道整復師試験	13.9.3(月)	14.1.7(月)～1.25(金)	14.2.22(金)に投函	14.3.3(日)	—	"	北海道、宮城県、東京都、石川県、 愛知県、大阪府、福岡県	7
第4回 言語聴覚士 国家試験	"	14.1.15(火)～2.8(金)	14.3.13(水)に投函	14.3.24(日)	—	14.4.24(水)	北海道、東京都、愛知県、大阪府、 広島県、福岡県	6